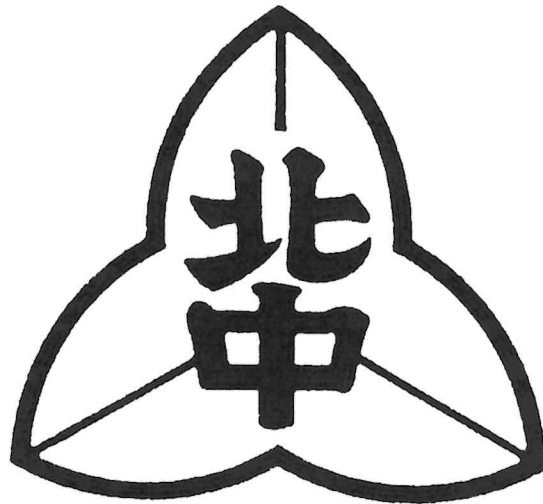


令和7年度

# 北中の生活



大泉町立北中学校

---

群馬県邑楽郡大泉町城之内二丁目24番1号

TEL 0276-62-2059

FAX 0276-63-8343

ホームページ <http://www.ooizumi-kita-j.ed.jp>

---

# 目 次

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 北中生の誓い<br>生徒心得    | ..... 1  |
| いじめ追放宣言<br>北中のきまり | ..... 2  |
| 生徒会会則             | ..... 8  |
| 選挙規定<br>慶弔規定      | ..... 10 |
| 生徒会組織図            | ..... 11 |
| 図書館の利用について        | ..... 12 |
| 保健室の利用について        | ..... 13 |
| 部活動のきまり           | ..... 14 |
| 体育館・武卓館の利用について    | ..... 16 |
| 自転車使用規定           | ..... 17 |

# 北中生の誓い

昭和44年に制定され、北中の伝統として受け継がれてきたものです。(令和元年一部変更)

- (1) 私たちは、静かで美しい学校の環境を大切にします。
- (2) 私たちは、公共物を大切にし、進んで清掃に取り組みます。
- (3) 私たちは、愛校心をもち、校歌を大きな声で歌います。
- (4) 私たちは、思いやりの心を持ち、いじめのない学校にします。
- (5) 私たちは、進んでボランティア活動に取り組みます。
- (6) 私たちは、学校や地域の行事に進んで取り組みます。
- (7) 私たちは、部活動に励み、心と体を鍛えます。
- (8) 私たちは、自主的・積極的な生徒会活動を進めます。
- (9) 私たちは、目的を持って授業に取り組みます。
- (10) 私たちは、校外でもルールを守り、北中生としての自覚と責任を持って行動します。

## 生徒心得

今年度、特に努力して取り組みたいことです。

- (1) 授業中は、意欲的に学習に取り組もう。
  - ・チャイム前着席をしよう。
  - ・忘れ物をなくそう。
  - ・私語はやめよう。
- (2) 時間を大切にし、常に5分前行動を心掛けよう。
  - ・休み時間中に進んで次の授業の準備をしよう。
  - ・教室移動は遅れないように気をつけよう。
  - ・授業、清掃、係・委員会活動、部活動など、やるべき時にやるべきことを一生懸命できるようにしよう。
- (3) 挨拶や返事は、礼儀正しくさわやかに明朗な態度で行おう。
  - ・時と場所、相手に応じた正しい言葉遣いを日頃から心がけよう。
  - ・学校内は静かに落ち着いて過ごそう。
  - ・中学生としてのきちんとした身だしなみを心がけ、常に清潔にしよう。
  - ・給食は心を込めて「いただきます」「ごちそうさま」の挨拶をしよう。
  - ・職員室は先生方が仕事をする所です。出入りの時は「入退室マナー」を守ろう。

### 入退室のマナー

- 用事のある人だけ入室する。
- 入室するときには「失礼します」と言って一礼し、クラス・名前・用件を言って入室する。
- 職員室内では大きな声は慎むなど節度をわきまえる。
- 先生の机の上にあるものをむやみに見たり勝手に触ったりしない。
- 退出するときは「失礼しました」と言って一礼する。
- ☆カバンなどを持っている場合は、廊下の端にきれいに置く。
- ウインドブレーカーや防寒具は脱ぐ。

- (4) 公共物はみんなが気持ちよく利用できるように大切に扱おう。
  - ・学校の美化を心掛け、進んで清掃に取り組もう。
  - ・持ち物は責任をもって管理し、整理整頓を心掛けよう。
- (5) 校歌を大切にし、大きな声で歌おう。
- (6) 必要のないお金やものは持ってこないようにしよう。
- (7) 自然愛護や福祉に関心を持ち、ボランティアやリサイクルに積極的に取り組もう。

(8)お金の貸し借りや、むだ遣いをしないようにしよう。

## いじめ追放宣言

私たちは、北中からいじめをなくし、一人一人が明るい学校生活を送れるよう、次のことを積極的に実践していきます。

- ・相手の人権を尊重し、つねに相手の気持ちを考えて行動します
- ・いじめや差別を許さず、見て見ぬふりをしないで、お互いに勇気をもって注意し合います

## 北中のきまり

### 1 登下校について

- (1)登校時刻を守る。8:30に自分の席に着席できていない場合は遅刻となる。
- (2)登下校の服装は、原則、体育着とする。試験や行事等の状況により、制服での登下校も認める。
- (3)欠席または遅刻をする場合には、必ず保護者を通してtetoruで学校に連絡し、欠席理由を伝える。tetoruでの連絡時間は7:45～8:15まで。8:15以降は、電話連絡とする。また、遅刻した場合、必ず職員室に寄ること。
- (4)登下校は、徒歩または自転車とする。けが・病気等での自動車による送迎の場合、移動困難で無い限りは城之内公園駐車場を利用すること。
- (5)下校時刻を確実に守る。各月の下校完了時刻及び部活動終了時刻は次の通りである。

| 月    | 4月   | 5月   | 6月   | 7月   | 8月   | 9月前  | 9月後  | 10月前 | 10月後 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 部活終了 | 5:45 | 5:45 | 6:00 | 6:00 | 5:45 | 5:45 | 5:15 | 5:15 | 5:00 |
| 下校時刻 | 6:00 | 6:00 | 6:15 | 6:15 | 6:00 | 6:00 | 5:30 | 5:30 | 5:15 |

| 月    | 11月  | 12月  | 1月   | 2月前  | 2月後  | 3月前  | 3月後  |
|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 部活終了 | 4:45 | 4:45 | 4:45 | 5:00 | 5:15 | 5:15 | 5:45 |
| 下校時刻 | 5:00 | 5:00 | 5:00 | 5:15 | 5:30 | 5:30 | 6:00 |

- (6)再登校する場合も服装のきまりを守ること。また、必ず職員室に寄ること。

### 2 授業および休み時間等について

- (1)休み時間にはまず次の授業の準備をし、授業開始時刻を守れるようチャイム前着席をする。
- (2)自分のクラス以外の教室(特別教室を含む)・体育館・武卓館・保健室・相談室等へは無断で出入りしない。(休み時間、体育館・武卓館は使用しない)
- (3)廊下では静かに過ごす。
- (4)許可なく校外へ出ない。
- (5)他教室への移動は早くする。
- (6)授業を退出・欠課し、保健室等を利用する場合には、授業担当教諭の許可を得なければならない。
- (7)昼休み(休み時間も)のタブレットの使用は原則禁止とする。使用する場合は担当の先生の許可のもと使用する。

### 3 所持品について

- (1)所持品は個人で責任をもって管理する。
- (2)カバンは学校指定のバッグ、サブバッグを用いる。(サブバッグのみの登校は禁止)
- (3)学校生活に不必要な物品や金銭は持参しない。(例:スマートフォン、マンガ、化粧品、制汗

剤、ゲーム類、音楽プレーヤー等)

※上記のような、学校生活に不要なものを持参した場合は学校で預かり、保護者に取りに来てもらう。

(4) 持ち物の過度の飾り付けはさける。自分のバッグに目印として、大きすぎない(手で握って隠れる程度)キーホルダーを、1つ付けても良い。それ以外のものは付けない。持ち物に落書きはしない。

(5) 再登校の場合も、上記の所持品のきまりを守る。

(6) 医薬品について、リップクリームや日焼け止め、ハンドクリームは、体質上必要な場合、担任又は顧問の確認のもと持参する。

- ・リップクリーム 無香料 グロスタイプ× 発色タイプ×
- ・日焼け止め 無香料 トーンアップ機能等は×
- ・ハンドクリーム 無香料 トーンアップ機能等は×

#### 4 服装について

◎だらしない着用をさけ、身だしなみを整える。

体調等、特別な理由がある場合は、許可を得ること。

(1) 夏期と冬期について

6月～9月：夏期とする。 ※5月は冬期から夏期への移行期間

11月～4月：冬期とする。 ※10月は夏期から冬期への移行期間

(2) 制服の着用について

##### 【男子】

① 学校指定の中学生用標準型(黒色)のものを制服とする。

② ベルトは黒の学生用標準(革、布)とする。

③ 夏期は白ワイシャツとする。(開襟シャツは着用しない)

##### 【女子】

① 学校指定の制服とする。

夏期：学校指定の夏用セーラー服とする。

冬期：学校指定の冬用セーラー服とする。

② スカートの長さは、ひざが隠れる程度とする。スラックスの場合は、指定のものを着用し、ベルトは【男子】②で示されたベルトに準ずるものとする。

##### 【男女共通】

① 制服や白ワイシャツの下には、学校指定の半袖Tシャツ(白の無地でもよい)を着用する。インナー(上下)、防寒着等もふくめ、下に来ているものが見えないようにする。

② ソックスは、白または黒の無地のスクールソックス(ふくらはぎが半分以上隠れる長さのもの)とする。また、ワンポイント、ハイソックスは可とする。 ※5ページ参照

③ 防寒のため、冬期は制服の下に、白、黒、紺、灰の単色の華美でないVネックのセーターのみ着用してもよい。また、下着としてアンダーウェアやインナー(上下)等の防寒となるものを着用してもよい。(ハイネック・タートルネック・カーディガン・フード付きは不可)色は、白、黒、紺、灰の単色のものとする。また、制服時の防寒として、タイツやレギンスをはくときには、装飾や柄などが無いもので、色はベージュか黒のみとする。その際、靴下はその上から履く。

④ 制服の下に、青いジャージの上衣や長袖・長ズボンのジャージは着用しない。

(3) 体育着の着用について

① 体育着は本校指定のものとする。(夏期の上衣は白の体育着とし、青いジャージの上衣は着用しない)インナー(上下)、防寒着等もふくめ、下に着ているものが見えないようにする。(夏期で寒い場合は、上衣は白の長袖、下衣は青いズボンをはいてもよい。)

② ソックスは、白または黒の無地のスクールソックスとする。(ワンポイント・ハイソックス可、くるぶしが隠れる長さ)ただし、部活動の際に限り、各競技の特性に合わせて、顧問の許可の下で、スポーツ用のソックスの使用を認める。(部活動終了後ははきかえること。)

③ 防寒のため、冬期は制服の下に、白、黒、紺、灰の単色の華美でないセーターまたはトレ

ーナーを着用してもよい。また、下着としてアンダーウェアやインナー(上下)等の防寒となるものを着用してもよい。(ハイネック・タートルネック・カーディガン・フード付きは不可)色は、白、黒、紺、灰の単色のものとする。

(4) その他・共通事項について

- ①装身具は着用しない。(ピアス、指輪、腕輪、ネックレスなど)ピアスの穴は開けない。
- ②制服や体育着に手を加えて変形させてはいけない。(体型に合わないジャージは不可)
- ③体育着上衣やTシャツ、ウィンドブレーカーには、名字の刺しゅうをする。先輩から譲り受けた場合などは、アイロンプリント等でもよいので、自分の名字に直して着用すること。
- ④ウィンドブレーカーは学校指定のものとし、夏期は着用不可とする。
- ⑤手袋・マフラー・ネックウォーマーは華美でないものを着用してもよい。※室内では着用しない。

(5) はきものについて ※写真は？

① 下履き

白色か黒色のひも付き運動靴とする。体育の授業で使用が認められているランニングシューズとする。(スニーカー・タウン・デッキ・バスケットシューズ・テニスシューズは不可。またハイカット・ミドルカットのシューズは全て不可)くつひもの色については靴の色と同様とする。ただし、部活動の際に限り、顧問の許可の下で、各競技の特性に合わせたシューズの使用を認める。(部活動終了後ははきかえること。)

※下履きの色は、完全に白単色か、黒単色のものとする。(R5改定)

② 上履き

指定のものとする(学年別色分け。今年度は、1年赤・2年青・3年黄)。

5 頭髪について ※6・7ページ参照

◎清潔感のある頭髪でさわやかに生活できるように心がける。

※違反が認められた場合は、保護者に連絡し、期限を定めて適切な状態に直す。

(1) 男子

①髪の長さは前髪は目にかからない。横は耳にかからない。後ろは襟足が見える。

(2) 女子

①前髪は目にかからない。横髪は目にかからないようにする。後髪は肩にかからない。

②長い髪は、束ねるか編みさげにしてゴム等(黒・紺・暗めの茶色)で結わせる。

③髪どめは黒・紺の標準の大きさのもの(概ね6cm以内)とし、片側2個程度までとする。

(3) 男女共通

①整髪料(ヘアワックス・スプレーなど)は使わない。

②パーマ、染色、脱色、剃り込み、眉を脱毛したり整えたりするなど特別な手入れはしない。

③くし、ブラシ、鏡等は持ってこない。

※くしについては水泳の授業の際、更衣室内での使用に限り許可する。

④化粧をしない。

6 その他

(1) 公共物を大切にし、絶対に器物を破損しない。(ガラス、ドア、スイッチ、かべ、各教室のカギ、教具類など)破損させた場合は、費用を負担していただきます。

(2) 防犯上の観点から、自転車置き場に、荷物を放置しない。

# 大泉町立北中学校生徒会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 この会は大泉町立北中学校生徒会という。
- 第2条 この会は大泉町立北中学校生徒で組織し、教職員が顧問となる。

## 第2章 目 的

- 第3条 この会は学校の教育方針に基づき、学校内外における会員の自主的活動によって中学生としての品位と教養を高めるとともに、民主的な中学生になることを目的とする。
- 第4条 この会の目的を達成するために、以下のことを行う。
1. 会員の親睦と協力によって、学校の秩序を保ち、良い校風を作る。
  2. 文化活動・体育活動を盛んにして、会員相互の品位と教養を高め、健康の増進を図る。
  3. 学校行事や計画に協力して、その充実発展に努める。

## 第3章 組 織

- 第5条 この会に次の機関を置く。
- (1)生徒総会 (2)中央委員会 (3)本部役員会  
(4)専門委員会 (5)部活動 (6)校外生徒会  
(7)特別委員会
- 第6条 生徒総会は会長が召集し、次の事項を審議すると共に学校生活の向上のため次の事項を行う。
1. 会則改正、行事計画、予算・決算の承認
  2. 役員の就任・解任の承認
  3. 本会運営に関する必要なこと
- 第7条 中央委員会は各学級代表(男女各1名)及び本部役員で構成し、次の権限を持つ。
1. 総会に次ぐ議決機関である。
  2. 生徒総会の議案を作成する。
  3. 生徒会役員の選出等に関すること。  
(実際の選挙事務は選挙管理委員があたる)
  4. その他運営に関すること。
- 第8条 本部役員会は、会長・副会長・書記・会計(この役員は第14条の役員に準じる)で構成し、次の権限を持つ。
1. 生徒会活動全般の執行機関である。
  2. 中央委員会に提出の議案を作成する。
  3. 必要の場合、各会議を召集することができる。
- 第9条 専門委員会は次の通りである。
- 学級・保健・新聞・美化・放送・ボランティア・給食・図書・環境・体育  
生活・安全

- 第10条 部活動は学芸または体育の同好者によって構成され、部長1名、副部長1～2名を置く。各部の存否は職員会議によって決められる。
- 第11条 学級委員会は各学級代表2名(男女各1名)によって構成し、校内生活の秩序を守り、楽しく規則正しい学校生活ができるように努める。
- 第12条 特別委員会は次の通りである。  
予算編成委員会・選挙管理委員会・その他必要と認められた委員会  
予算編成委員会は本部役員会と各部、各専門委員会によって構成される。  
特別委員会は、その任務が終わったとき解散する。ただし、必要と認められた場合には、いつでも構成できる。

#### 第4章 役 員

- 第13条 この会に次の役員を置く。  
会長1名(2年生)、副会長2名(2年生)、書記3名、会計3名、  
会計監査若干名
- 第14条 会長はこの会を代表し、この会の活動の中心となる。
- 第15条 副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときはその職務を代行する。
- 第16条 書記はこの会の運営に必要な事務と会議の記録を行う。
- 第17条 会計はこの会の会計事務を行う。
- 第18条 会計監査は学級委員会の中から会長によって指名され会計を監査し、会員に報告する。

#### 第5章 選 挙

- 第19条 会長・副会長・書記・会計は生徒全員の選挙により決定する。
- 第20条 役員の任期は1年とする。ただし事故等による役員補充の場合は前任者の残任期間とする。
- 第21条 選挙規定は別に定める。

#### 第6章 会 議

- 第22条 この会の会議は定数の3分の2以上の出席を必要とし、議決は多数決とする。可否同数の場合は議長が決める。
- 第23条 この会の議決事項は全て学校長の承認を得て効力を発揮する。

#### 第7章 会 計

- 第24条 この会の経費は会費と事業収入によってこれをあてる。  
会費は年額2500円とする。
- 第25条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。
- 第26条 会計は会長の承認、校長の検閲を得て会計が行う。ただし現金の出納は顧問の先生に委嘱する。
- 第27条 予算案は会計監査委員の監査を受け、総会の承認を得る。
- 第28条 決算は会計監査委員の監査を受け、総会の承認を得る。



## 第8章 付 則

第29条 この会則は全会員の3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。

第30条 この会の運営に必要な規定は別に定める。

# 選 挙 規 定

## 第1章 選挙管理委員会

- 1 この会は第3学年の各クラスより選出された各1名の選挙管理委員によって構成される。
- 2 この会は選挙に関する全権限を与えられる。
- 3 この会は委員長1名、副委員長1名を定めなければならない。
- 4 選挙管理委員会は次の事項を行う。
  - (1)選挙の告示
  - (2)選挙人名簿の整理
  - (3)立候補届の受け付け、及び立候補者氏名の掲示
  - (4)立候補者の立ち会い演説会の期日、方法の通達及び監督
  - (5)その他の選挙事務一切
- 5 選挙管理委員会は被選挙人になれない。

## 第2章 立候補届け出

- 6 立候補者は責任者1名を定め、選挙管理委員会に届け出るものとする。

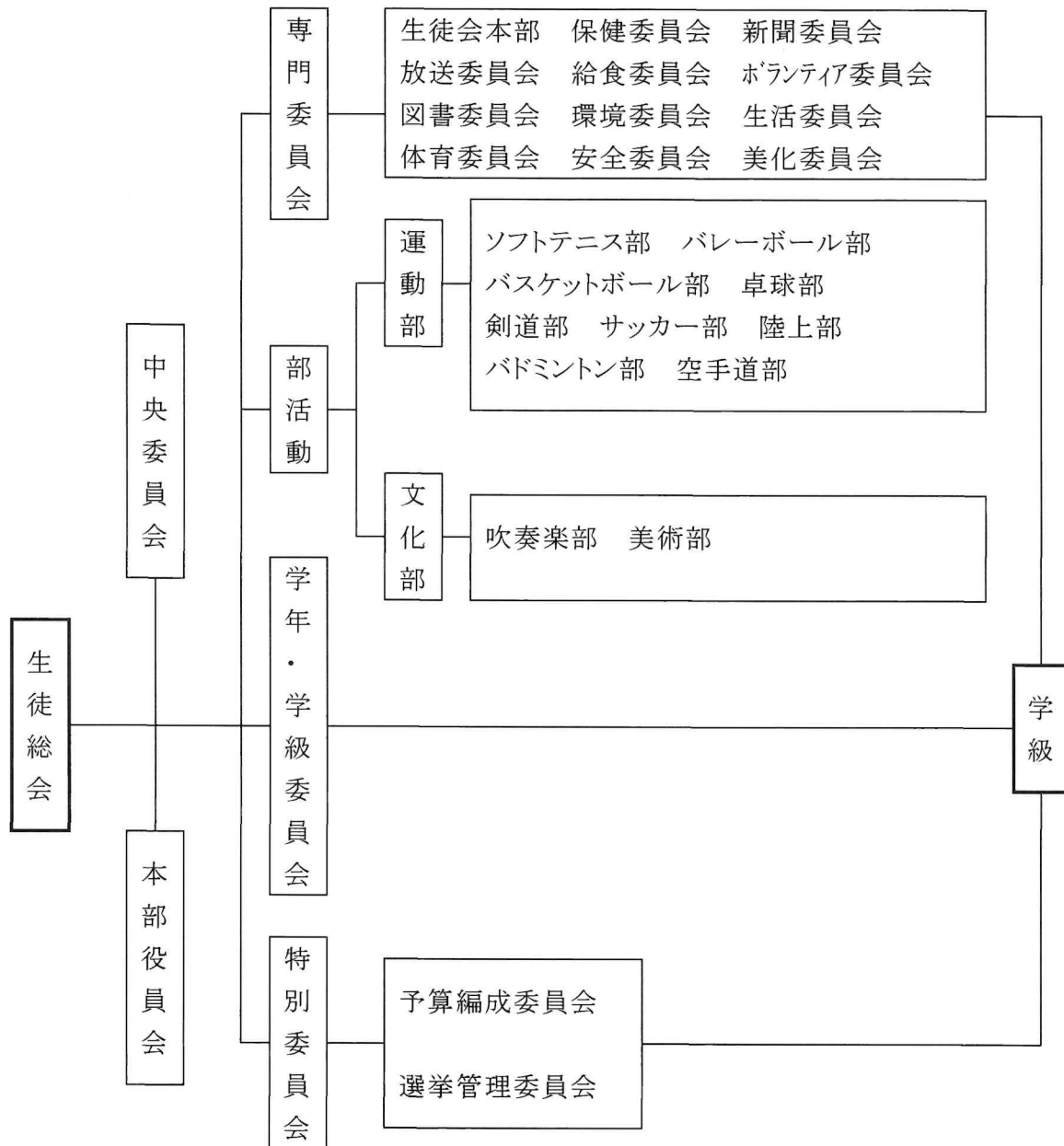
## 第3章 選挙方法

- 7 選挙人は所定の投票用フォームに無記名で記入し投票する。
- 8 開票は選挙管理委員会で立会人をおいて即時行う。
- 9 得票数同数の時は、選挙管理委員及び選挙担当1名による決選投票によって決める。
- 10 役員の改選及び選挙要項の詳細については別紙に定める。

# 慶 弔 規 定

- 1 この規定による慶弔費は、生徒会費をもってこれにあてる。
- 2 会員が死亡したとき、または疾病、重傷の時の慶弔金を次の通り定める。
  - (1)死亡の場合 5000円＋花輪
  - (2)病気、けがのため1ヵ月以上入院、またはそれに準ずる場合 2000円
- 3 会員が不慮の災害を受けた場合は、その状況に応じて見舞金を贈る。
- 4 会員の両親または保護者が死亡した場合 2000円
- 5 教職員の慶弔に関しては、次の通りである。
  - (1)死亡の場合 5000円＋花輪
  - (2)転退職の場合 2000円程度の記念品を贈る。

生徒会組織



# 図書館の利用について

図書室は、自分の読みたい本を探したり、調べ物をしたりする場所です。全員が気持ち良く使えるように、きまりを守り、静かに落ち着いた態度で利用しましょう。

1. 開館は、平日10時30分から16時00分までとし、長期休業中は特別開館日を設ける。
2. 休館日は、学校の休日及び司書の先生が不在の時とする。
3. 館外貸し出し期間は1週間以内とし、貸し出し冊数は原則として1人3冊とする。
4. 館外貸し出し時間は、開館時間内とする。
5. 朝の読書用図書及び辞書類の貸し出しについては、係の許可を得て図書委員が責任をもって行う。
6. 貸し出しを希望する者は、希望の図書と個人カードを受付台に持ち、係の照合を受ける。
7. 「館内」「禁帯出」の表示のある図書と雑誌は、館外貸し出しはしない。参考書として館外へ持ち出すときは、先生の許可を得ること。
8. 返却日は必ず守る。返却する場合も、図書を受付台に持ち、係の照合を受ける。
9. 返却期間を過ぎた場合は返却の催促を行い、これがたび重なる場合には家庭に連絡する。
10. 利用した図書は必ず元の位置に戻しておき、乱れている時は自ら進んで正しく直すように心掛ける。
11. 図書は丁寧に取り扱い、落書き、書き込み、切り抜き、また貸しなどをしてはならない。
12. 館内では、他人の迷惑にならないように静かに行動する。
13. 図書を汚したり、破いたりした場合には、責任を持って修理し、紛失した場合は直ちに先生に連絡する。

# 保健室の利用について

保健室は、健康診断・身体測定・健康相談・救急処置・保健学習などに利用する学校の健康センターです。きちんと決まりを守ってお互いに気持ちのよい使い方をしよう。

\*保健室を利用する際は、授業を担当する先生に伝えてから教室を退出する。

\*授業中にけがをした場合、必ず授業担当の先生にも報告する。

\*保健室で手当を受けた時は、家の人に話し、自分の生活を反省して、同じ病気やけがをしないように気を付ける。

## 1 保健室での規則

- (1) 近くの先生に伝え、許可を得て利用すること。
- (2) 処置を受ける場合は原因や症状をはっきりと伝える。
- (3) 緊急の場合を除いては休み時間に利用する。
- (4) ベッドでの休養は1時間を原則とする。
- (5) 原則として内服薬は与えない。(薬アレルギーや副作用があるため)
- (6) けがについては救急処置だけで、それに引き続いての治療や、家庭でのけがは特別な事情がない限り行わない。

## 2 保健室でのマナー

- (1) 礼儀を守る
  - ①保健室へ入るときはあいさつをする。
  - ②どんな具合なのかはっきり言う。(いつ・どこで・どうして・どうなった)
  - ③用件が済んだら感謝の言葉を言う。(「ありがとうございました」)
- (2) 勝手に薬品に触れない。
- (3) 保健室では大声を出したり暴れたりしない。
- (4) ベッド使用後はきちんと元に戻しておく。

## 3 衣類等の貸し出しについて

- (1) 衣類の貸し出しは原則として具合が悪い時や、具合が悪くて汚してしまった時、教師の許可を得た時とする。借用後は家で洗濯をして返却する。
- (2) 上ばきは、その日のうちに返却する。
- (3) 衣類、上ばきを借用する時は、借用簿に学年・組・氏名を記入する。

# 部活動のきまり

## 1 目的

- (1) 体力・気力の向上の充実を図り、自主性・自発性・協調性などの伸長を図る。
- (2) 集団活動を通して、友情を深めるなど、望ましい人間関係を育む。
- (3) 個性を伸ばし、豊かな情操を育む。
- (4) 技術・技能の習熟を図る。

## 2 対象 全校生徒(原則として部活動に入部し活動することが望ましい。)

## 3 種類

- (1) 運動部 サッカー(男女)、陸上(男女)、ソフトテニス(男女)、卓球(男女)、剣道(男女)、空手道(男女)、水泳(男女)、バスケットボール(男女)、バレーボール(男女)、バドミントン(男女)

- (2) 文化部 吹奏楽(男女)、美術(男女)

※備考 新設または活動を再開する部活動、休部、廃部については、新年度に職員会議で討議する。

## 4 練習日、練習時間

- (1) 平日の活動時間は2時間程度とする。また、下校完了時刻は北中の決まりの通りとする。余裕をもって下校できるよう、下校完了時刻の15分前を部活動終了時刻とする。部活動終了時刻には、顧問からの連絡を含めて確実に終了することとし、速やかに片付けにとりかかる。  
なお、土日・祝日等、休日の活動時間は3時間程度とする。
- (2) 下記のテスト前は原則として部活動(朝練習を含む)を行わない。  
中間テスト:3日間 期末テスト:4日間
- (3) 学校行事、天候や、風邪の流行などで練習を行わない場合は、その都度連絡する。  
また、終了時刻を変更する場合もある。
- (4) 週2日以上(平日に1日と土日のいずれか1日)は部活動なしの日を設定する。大会参加等によりやむを得ない場合は、代替休養日を土日に設定する。
- (5) 長期休業中の部活については、事前に顧問より練習予定が提示される。なお、長期休業中の土日は、各種大会を除き、休養日とする。

## 5 その他

- (1) 1年生は、4月を仮入部期間とし、正式入部日は後日に定め、入部を決定する。
- (2) 体調等の都合で部活動を欠席する場合は、顧問に連絡する。
- (3) 学習用具等は、あらかじめ部室（体育館、武卓館、該当教室、活動場所）に置き、特に、貴重品などがある場合は、各自が管理する。
- (4) 部室の鍵は職員室に保管してあるので、その都度持ち出し、下校時間前に返却する。生徒が鍵を持ち帰ってはいけない。
- (5) 部室及び活動場所は、常に整理整頓に努め、清潔にする。
- (6) 部室や活動場所の戸締まり、器具・用具の管理や整理整頓は、部長を中心に各部が、責任をもって行い、異常の場合は直ちに顧問まで届ける。
- (7) 休日及び長期休業中や学校以外の練習で自転車を使用する場合は、ヘルメットを着用し、交通安全に十分注意し、移動する。
- (8) 休日及び長期休業中の部活動での行き帰りの服装は、体育着を基本とし、関東Tシャツや部活Tシャツなど、各部で購入したものを着用しても良い。
- (9) 飲み物については、水、茶、スポーツドリンクのいずれかとし、水筒に入れてくる。ただし、補充についてはペットボトルで持参してもよい（ゴミの始末を確実に行うこと）。
- (10) 休日及び長期休業中に使用するバッグは、中学生らしいものとする。（学校指定のサブバッグでもよい。）
- (11) 休日及び長期休業中の練習・練習試合・大会等の時に、部活に必要な物は持っていない。（携帯電話・スマートフォン・菓子類・金銭など）
- (12) 部活動の応援に行く場合は、制服、学校指定の体育着、または、部活で認められているジャージとし、私服での応援は認めない。持ち物についても、普段の学校生活での規則と同様とする。
- (13) 退部をする際には、担任と部活動顧問に相談の上、保護者の了承のもと、退部届を担任へ提出し、退部とする。

## 体育館・武卓館の利用について

- 1 体育館・武卓館(卓球場)の利用では、上靴を使用し、フロアーを傷つけることのないようにする。(土足禁止)
- 2 武道場では靴を使用せず、裸足で活動する。(上靴は、下駄箱に整頓する。)
- 3 休み時間は使用せず、5時間目の準備は、特別に指示がないかぎり予鈴(午後1時35分)から行う。
- 4 施設・用具の取り扱い(使用)については、破損しないように特に注意し、利用後は所定の位置に格納する。もし、破損した場合は、直ちに顧問教師・体育教師に申し出る。
- 5 館内での飲食は、原則として禁止する。
- 6 利用後は必ず清掃し、消灯・戸締まりをきちんとして下校する。
- 7 やむを得ず出してしまったゴミは適切に処理する。
- 8 体育館・武卓館の鍵は、開閉後必ず職員室に戻す。
- 9 館内での野球ボール・ソフトボール・バットなどの使用は原則として禁止する。